

所沢市水辺のサポーター制度実施要領

(目的)

第1 この要領は、所沢市が管理する河川・水路等(以下、「河川等」という。)において、ボランティアで清掃美化活動(以下、「活動」という。)を行う住民等の団体(以下、「団体」という。)と水辺のサポーター合意書を取り交わし、住民と行政が協力し快適な水辺環境の維持・保全を図るとともに、河川等の愛護意識の一層の高揚を図ることを目的とする。

2 水辺のサポーター制度に関しては、所沢市アダプト・プログラム実施要綱(平成20年4月1日施行)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(所沢市水辺のサポーターの資格)

第2 所沢市水辺のサポーターは、市内に在住・在勤・在学する河川等の愛護活動に意欲的な概ね10人以上で構成され、ボランティアで活動を実施できる団体とする。

(所沢市水辺のサポーター手続き)

第3 所沢市水辺のサポーターとして活動しようとする団体は、所沢市水辺のサポーター活動届出書(様式第1号)と所沢市水辺のサポーター活動員名簿(様式第2号)及び所沢市水辺のサポーター活動計画書(様式第3号)を市長(以下「市」という。)に提出するものとする。ただし、構成員を毎年変更する団体は、名簿の提出を省略することができる。

2 市は、前項の活動届を受けたときは、審査の上、団体と速やかに所沢市水辺のサポーター活動に関する合意書(様式第4号)を取り交わすものとする。

3 市は、所沢市水辺のサポーターの活動に関する合意書が取り交わされたときは、団体に「所沢市水辺のサポーター」認定書(様式第5号)を交付する。

(所沢市水辺のサポーターの活動内容)

第4 所沢市水辺のサポーター活動内容は次のとおりとする。

(1) 対象区間(概ね50m以上の区間)の河川等において、活動計画に基づき、清掃作業等をボランティアで活動を行うものとする。

(2) 所沢市水辺のサポーターは、活動中にチラシの配布やイベント開催の広報など、他の目的を持った活動をしてはならない。

(3) 回収したごみは、市の定める分別方法及び回収方法により行うものとする。

(4) 団体は、活動を行うに当たっては、法令を守り、自己の責任と判断において活動を行い、けが等をしないよう安全管理に十分注意するものとする。

(5) 団体の代表者は、所沢市水辺のサポーター活動計画書・活動報告書(様式第3号)を、それぞれの提出期限までに市に提出するものとする。

(活動計画及び活動報告)

第5 団体の代表者は、毎年2月末までに4月から翌年3月までの所沢市水辺のサポーター活動計画書(様式第3号)を市に提出する。(3月以降に参加した団体の代表者は、参加日以降の計画を提出する)

2 団体の代表者は、前項の計画が中止若しくは変更となった場合は、速やかにその旨を市に報告する。

- 3 団体の代表者は、3月末までに前年の4月から当年3月まで（新たに認定を受けた団体は最初の活動日から当年の3月まで）の所沢市水辺のサポーター活動報告書（様式第3号）を市に提出する。

（活動の中止）

第6 市は、団体が所沢市水辺のサポーター活動辞退届出書（様式第6号）を提出したとき、又は関係法令に違反する行為をしたとき、若しくは第1の目的にふさわしくない行為があったときは、所沢市水辺のサポーターとしての合意を解除できるものとする。

- 2 団体の代表者から、合意の解除の申し出がない場合は継続するものとする。

- 3 団体の代表者が所沢市水辺のサポーター活動辞退届出書（様式第6号）により、合意の解除の申し出があったときは、合意を解除することができる。

（市の役割）

第7 市の役割は次のとおりとする。

- 1 団体の活動によって集められたごみの処分を行うものとする。
- 2 団体に対して、予算の範囲内で活動に必要な消耗品を支給する。
- 3 参加者が活動中にけが等をした場合に対処するため、ボランティア保険の加入手続を行うものとする。

（事故報告）

第8 活動中の事故に対して市はその責任を負わない。ただし、市は、活動中の事故に対応するため、保険の加入手続を行う。

- 2 団体の代表者は、活動中に事故が発生した場合は、速やかに市に通報し所沢市水辺のサポーター活動事故発生報告書（様式第7号）を提出する。

- 3 市が加入している保険の対象となる事故については、当該保険の範囲内で補償を行う。

（その他）

第9 この要領に定めのない事項については、団体及び市が協議して決定する。

附 則

この要領は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年 4月15日から施行する。

様式第 1 号 (要領第 3 関係)

年 月 日

所沢市アダプト・プログラム

所沢市水辺のサポーター活動届出書

(あて先) 所沢市長

団体名
代表者名
連絡先

1 . 活動施設・内容(具体的に)

2 . 活動区域(地番・延長距離等)

3 . 活動開始日

4 . 活動回数
年・月・週 回

様式第 4 号 (要領第 3 関係)

所沢市アダプト・プログラム

所沢市水辺のサポーター活動に関する合意書

と所沢市とは、所沢市アダプト・プログラム実施要綱第 3 条の規定に基づき、下記の事項について合意したことを証するため、本書 2 通を作成し、各自 1 通を保有する。

記

1 活動施設・内容(具体的に)

2 活動区域(地番・延長距離等)

3 市の支援

(1) 活動に必要な備品等や用具等の支給又は貸与

(2) ごみの回収

(3) その他美化活動に必要な事項

4 その他の事項

(1) 団体は、毎年度末までの活動報告書(様式第 3 号)を提出する。

(2) 団体は、「所沢市アダプト・プログラム要綱」を遵守し、各課の実施要領に基づき活動する。

年 月 日

団体名

代表者氏名

印

所沢市長

印

様式第 5 号（要領第 3 関係）

「所沢市水辺のサポーター」認定書

平成 年 月 日

団体名
代表者名 様

所沢市長 印

貴団体を所沢市水辺のサポーター制度実施要領第 3 の 3 に基づき、下記活動箇所の「所沢市水辺のサポーター」に認定します。

記

- | | | | |
|---|------|-------------------|---------------------|
| 1 | 活動箇所 | 所沢市
所沢市
河川名 | 番地先から
番地先まで（約 m） |
|---|------|-------------------|---------------------|

様式第 6 号 (要領第 6 関係)

年 月 日

所沢市アダプト・プログラム

所沢市水辺のサポート活動中止 (辞退) 届出書

(あて先) 所沢市長

団体名
代表者名
連絡先

年 月 日付で、所沢市アダプト・プログラム実施要綱第 4 条の規定に基づき、合意書を取り交わした活動を辞退したので届け出ます。

- 1 . 活動施設・内容 (具体的に)
- 2 . 活動区域 (地番・延長距離等)
- 3 . 活動開始日
- 4 . 活動終了年月日

様式第7号（要領第8関係）

年 月 日

所沢市水辺のサポーター活動事故発生報告書

（あて先） 所沢市長

団体名
代表者名
連絡先

下記のとおり事故が発生したので、所沢市アダプト・プログラム実施要綱第9条の規定に基づき、報告します。

記

- 1．該当者 住所 電話
氏名 年齢

- 2．事故発生日時 平成 年 月 日午（前・後） 時 分

- 3．事故発生場所 所沢市 番地先

- 4．事故の原因、状況など